第三十八条の二　公安委員会は、法第九十七条の二第一項第三号イ又はホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習を行つたときは、当該講習を終了した者からの申出により、当該講習を終了した者であることを証明する書類として国家公安委員会規則で定める書類を交付するものとする。

（初心運転者講習通知書）

第三十八条の四　［１・２　略］

３　法第百八条の三第一項の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに初心運転者講習を受けないことについて令第四十一条の二に規定するやむを得ない理由のあるものは、特定日後に初心運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関（法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）が行う初心運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）に提出しなければならない。

（若年運転者講習通知書）

第三十八条の四の二　法第百八条の三の三に規定する書面（次項において「若年運転者講習通知書」という。）の様式は、別記様式第二十二の十一の二のとおりとする。

２　若年運転者講習通知書を送付するときは、配達証明郵便等に付して行うものとする。

３　法第百八条の三の三の規定による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに若年運転者講習を受けないことについて令第三十七条の十一各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に若年運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関が行う若年運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）に提出しなければならない。

（講習通知事務の委託）

第三十八条の四の三　法第百八条の三の四第一項の内閣府令で定める法人は、講習通知事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

（自転車運転者講習の受講命令の方法）

第三十八条の四の四　法第百八条の三の五の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

（自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五　法第百八条の三の六の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第百八条の三の五の規定による命令をしたとき。	［略］
危険行為（法第百八条の三の五に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	［略］
［略］	

第三十八条の二　公安委員会は、法第九十七条の二第一項第三号ハ、令第三十七条の六第二号又は令第三十七条の六の二第一号の国家公安委員会規則で定める基準に適合する法第百八条の二第二項の規定による講習を行つたときは、当該講習を終了した者からの申出により、当該講習を終了した者であることを証明する書類として国家公安委員会規則で定める書類を交付するものとする。

（初心運転者講習通知書）

第三十八条の四　［１・２　同上］

３　法第百八条の三第一項による通知を受けた者で、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間が一月となる日（以下この項において「特定日」という。）までに初心運転者講習を受けないことについて令第四十一条の二各号に掲げるやむを得ない理由のあるものは、特定日後に初心運転者講習を受けようとするときは、当該やむを得ない理由のあることを証するに足る書類を公安委員会（指定講習機関（法第百八条の四第一項の指定講習機関をいう。以下この項において同じ。）が行う初心運転者講習を受けようとする者にあつては、指定講習機関）に提出しなければならない。

［条を加える。］

（講習通知事務の委託）

第三十八条の四の三　法第百八条の三の三第一項の内閣府令で定める法人は、講習通知事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人とする。

（自転車運転者講習の受講命令の方法）

第三十八条の四の四　法第百八条の三の四の規定による命令は、別記様式第二十二の十一の三の命令書を交付して行うものとする。

（自転車運転者講習の受講命令等についての報告事項）

第三十八条の四の五　法第百八条の三の五の内閣府令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
法第百八条の三の四の規定による命令をしたとき。	［同上］
危険行為（法第百八条の三の四に規定する危険行為をいう。以下この表において同じ。）をしたとき。	［同上］
［同上］	